

横浜市国民健康保険運営協議会

日時 平成 24 年 3 月 26 日(月) 午後 1 時 30 分から
場所 関内中央ビル 10 階大会議室

次 第

開 会

健康福祉局長あいさつ
新任委員紹介
定足数確認報告
前回議事録要旨報告

議 事

- 1 平成 23 年度国民健康保険事業費会計補正予算について
- 2 平成 24 年度国民健康保険事業費会計予算について
- 3 横浜市国民健康保険条例の一部改正等について

閉 会



横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 23 年 11 月 15 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
開催場所	関内中央ビル 5 階 大会議室
出席者	委員 17 名 (傍聴者 0 名)

議事 1 会長及び会長職務代行者の選任について	
	会長及び会長職務代行者について、それぞれ山崎委員、横松委員が推薦され、審議の結果了承され、就任した。
議事 2 平成 22 年度横浜市国民健康保険事業費会計決算について	
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>平成 22 年度の国民健康保険事業費会計は、保険料等の歳入約 3,062 億円に対し、給付費等の歳出は約 3,266 億円となっており、約 204 億円の収支不足が生じた。</p> <p>これは、歳入面において、県からの交付額が見込みより少なかったことや、歳出面において、前年度精算分の国費の返還が生じたことや高額療養費が増加したこと等による。</p> <p>平成 19 年度からの収支不足を改善すべく、保険料・国費・県費・交付金等の獲得に全力を尽くし、赤字幅は縮小傾向にあるものの、平成 22 年度の単年度で 26 億円の赤字となり累積で 204 億円の赤字となった。</p> <p>この不足分については、平成 23 年度の歳入を財源とする繰上充用を行い補填した。</p>
藤井委員	<p>前回の運営協議会において話があった滞納整理の専任職員を配置した区において、他の区よりも収納率向上への効果が現れているのであれば、今後全区へ拡大すべきと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>平成 22 年度に 2 区の体制強化を行った結果、前年度に比べ財産調査の件数は 2 倍以上、滞納処分件数は 1.5 倍以上の増加という成果があった。</p> <p>今後も効果検証をしっかりと見極め効果的な体制強化を図っていきたいと考えている。</p>

議事3 その他の報告事項について

事務局

(資料に基づき説明)

厚生労働省の通知により、平成25年度以降の国民健康保険料の賦課方式が、現在横浜市が採用している「市民税方式」から全国的に「旧ただし書き所得方式」へ一本化されるため、その移行に向けた準備を進めている。

「市民税方式」は医療費控除や扶養控除等の各種控除がなされた市民税を基礎とするのに対し、「旧ただし書き所得方式」は総所得金額に基礎控除のみを行った金額を基礎として国民健康保険料の所得割額を算定する方式である。

所得に対して賦課するため税制改正の影響を受けにくく、所得や医療制度の変動がない限り保険料が安定し、中間所得者層への保険料負担の集中は緩和されるが、各種人的控除がなされないため、市民税が非課税であっても所得がある場合や、扶養親族が多いなど控除額の大きい世帯等の一部は保険料が増えることが想定される。これに対し厚生労働省は、「自治体独自の国民健康保険料軽減分を国保料の賦課総額に含めることができる措置を講じる」としている。

赤字解消に向けた取組として、保険料の口座振替キャンペーンを10月3日から12月16日にかけて実施している。

このキャンペーンにより口座振替率並びに収納率の向上が見込まれている。

議事1 平成23年度国民健康保険事業費会計補正予算について

歳 入

(単位:千円)

項 目	平成23年度 現計予算	補正額	平成23年度 補正後予算	説 明
(1) 保険料	116,253,426	△ 645,497	115,607,929	
医療分① 一般	79,128,883	△ 138,078	78,990,805	基盤安定繰入額の増等に伴う減
② 退職	3,134,471	0	3,134,471	
介護分① 一般	10,550,734	△ 290,661	10,260,073	基盤安定繰入額の増等に伴う減
② 退職	1,008,336	△ 34,680	973,656	基盤安定繰入額の増等に伴う減
支援分① 一般	21,626,442	△ 180,345	21,446,097	基盤安定繰入額の増等に伴う減
② 退職	804,560	△ 1,733	802,827	基盤安定繰入額の増に伴う減
(2) 一部負担金	8	0	8	
(3) 国庫支出金	71,683,530	△ 5,087,926	66,595,604	
療養給付費等負担金	63,972,220	△ 264,603	63,707,617	基盤安定繰入額の増等に伴う減
高額共同事業負担金	1,806,441	0	1,806,441	
調整交付金	5,515,111	△ 4,823,993	691,118	市費への財源更正等による減
その他の国費	389,758	670	390,428	出産件数の増による増
(4) 療養給付費交付金	13,358,302	117	13,358,419	
(5) 前期高齢者交付金	79,045,397	△ 99,623	78,945,774	交付額確定による減
(6) 県支出金	15,747,208	△ 312,465	15,434,743	
高額共同事業負担金	1,806,441	0	1,806,441	
調整交付金	13,596,339	△ 312,465	13,283,874	市費への財源更正等による減
その他の県費	344,428	0	344,428	
(7) 共同事業交付金	31,888,593	0	31,888,593	
(8) 一般会計繰入金	29,254,638	5,377,112	34,631,750	国費・県費からの財源更正等による増
(9) 繰越金	1	0	1	
(10) その他収入	710,947	0	710,947	
歳 入 計	357,942,050	△ 768,282	357,173,768	

【参考:被保険者数の見込み】

	当初予算	決算見込	増△減
被保険者数	951,600人	937,995人	△ 13,605人
一般	912,400人	896,515人	△ 15,885人
退職	39,200人	41,480人	2,280人

歳 出

(単位:千円)

年 度 項 目	平成23年度 現計予算	補正額	平成23年度 補正後予算	説 明
(1) 総務費	5,899,557	76,628	5,976,185	
① 総務管理費	5,660,453	△ 23,314	5,637,139	給与改定に伴う人件費等の減
③ 諸費	38,755	99,942	138,697	システム改修に係る分担金による増 (全額国費負担)
(2) 保険給付費	330,722,493	72,153	330,794,646	
① 給付費	222,549,519	28,140	222,577,659	
療養給付費	197,143,674	0	197,143,674	
法定給付分	197,125,524	0	197,125,524	
給付改善分	18,150	0	18,150	
療養費	3,332,923	0	3,332,923	
高額療養費	19,502,849	0	19,502,849	
移送費	336	0	336	
任意給付	2,154,710	28,140	2,182,850	出産件数の増による増
高額介護合算療養費	8,793	0	8,793	
償還金等	406,234	0	406,234	
② 退職者等給付費	12,870,624	0	12,870,624	
③ 後期高齢者支援金等	42,231,435	71,468	42,302,903	支援金額確定による増
④ 前期高齢者納付金等	122,340	2,753	125,093	納付金額確定による増
⑤ 老人保健拠出金	2,485	0	2,485	
⑥ 介護納付金	17,573,953	△ 30,208	17,543,745	納付金額確定による減
⑦ 共同事業拠出金	32,835,787	0	32,835,787	
⑧ 特定健診・保健指導	1,831,616	0	1,831,616	
⑨ 保健事業費	65,031	0	65,031	
⑩ 審査費	639,703	0	639,703	
(3) 予備費	10,000	0	10,000	
(4) 前年度繰上充用金	21,310,000	△ 917,063	20,392,937	22年度決算額確定による減
歳 出 計	357,942,050	△ 768,282	357,173,768	

議事2-① 平成24年度国民健康保険事業費会計予算について

歳入

(単位:千円)

年度 項目	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増△減 (A)-(B)	増加率(%)	備 考
(1) 保険料	100,808,809	95,943,426	4,865,383	5.07	下の表を参照
医療分 ① 一般	66,473,072	63,818,883	2,654,189	4.16	
② 退職	3,317,760	3,134,471	183,289	5.85	
介護分 ① 一般	9,105,583	8,450,734	654,849	7.75	
② 退職	1,196,763	1,008,336	188,427	18.69	
支援分 ① 一般	19,845,595	18,726,442	1,119,153	5.98	
② 退職	870,036	804,560	65,476	8.14	
(2) 一部負担金	8	8	-	-	一部負担金の徴収猶予に係る本市立替分の返還金
(3) 国庫支出金	75,774,848	70,683,530	5,091,318	7.20	療養給付費等負担金等 (療養給付費等負担金 ・一般給付費の34% ・後期高齢者支援金の34% ・前期高齢者納付金の34% ・介護納付金の34%)
(4) 療養給付費交付金	14,525,055	13,358,302	1,166,753	8.73	退職被保険者等の医療費に係る支払基金からの交付金
(5) 前期高齢者交付金	85,797,943	79,045,397	6,752,546	8.54	前期高齢者(65歳から74歳)の財政調整に係る支払基金からの交付金
(6) 県支出金	16,841,989	15,747,208	1,094,781	6.95	県調整交付金等 (県調整交付金 ・一般給付費の7% ・後期高齢者支援金の7% ・前期高齢者納付金の7% ・介護納付金の6%)
(7) 共同事業交付金	33,595,878	31,888,593	1,707,285	5.35	県内保険者間における、高額な医療費の発生による国保財政への影響を軽減するための再保険制度にかかる交付金。
(8) 一般会計繰入金	31,497,078	29,254,638	2,242,440	7.67	1人あたり 33,071 円 保険基盤安定制度、保険料負担緩和分等に対する繰入金
(9) 繰越金	1	1	-	-	
(10) その他収入	693,503	710,947	△17,444	△2.45	延滞金等
歳入計	359,535,112	336,632,050	22,903,062	6.80	

保険料率及び1人当り保険料(見込)

		平成24年度(A)	平成23年度(A)	増△減(A-B)	平成24年度被保険者数		
料 率	医療分	均等割料率	見込 40,870円	見込 38,890円	1,980円	全体	952,400 人
		所得割料率	見込 1.48	見込 1.36	0.12	一般	912,400 人
	介護分	均等割料率	見込 16,420円	見込 15,140円	1,280円	退職	40,000 人
		所得割料率	見込 0.54	見込 0.47	0.07	世 帯 数	
	支援分	均等割料率	見込 12,550円	見込 11,730円	820円	全体	573,700 世帯
		所得割料率	見込 0.48	見込 0.43	0.05	一般	546,100 世帯
一 人 保 険 料 当 り	医 療 分	75,078円	72,370円	2,708円	退職	27,600 世帯	
	介 護 分	31,126円	28,823円	2,303円	介護納付金対象者数		
	支 援 分	21,980円	21,724円	256円	335,866 人		

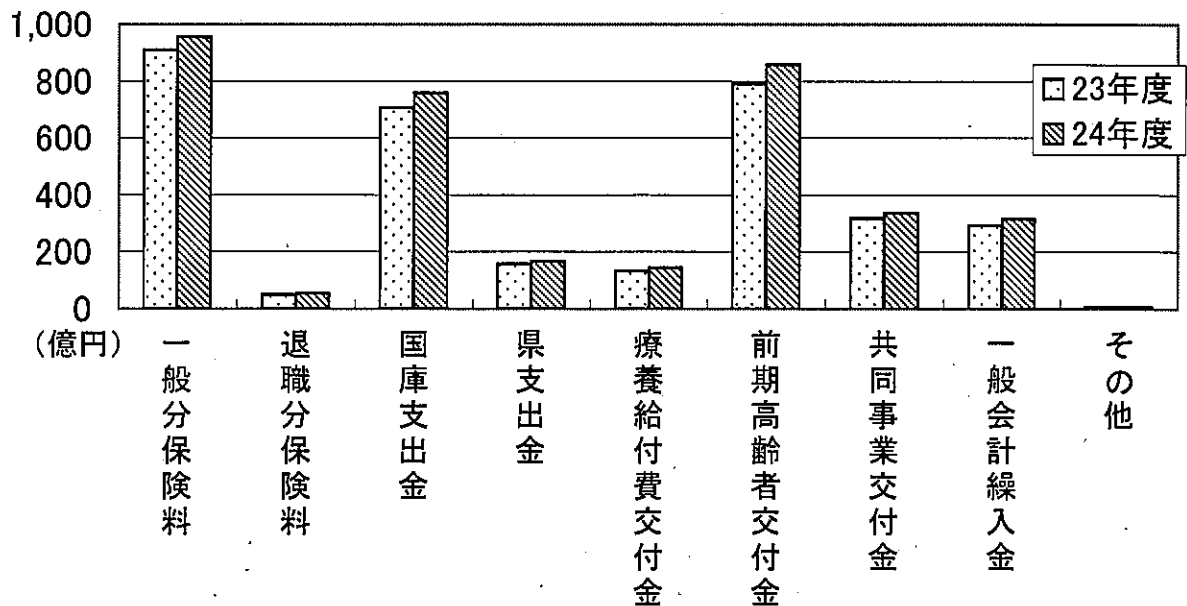
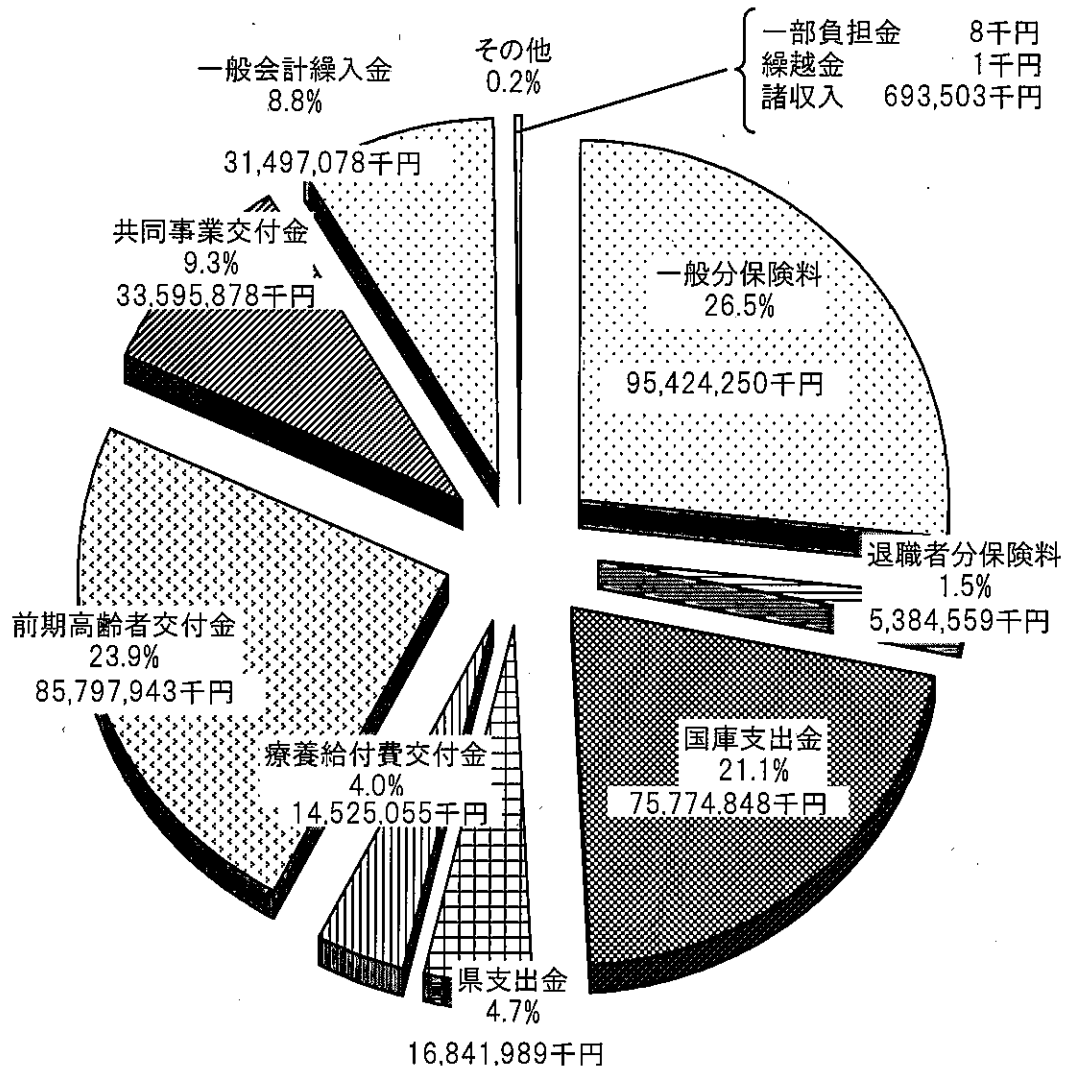
歳 出

(単位:千円)

項 目 \ 年 度	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増△減 (A)-(B)	増加率(%)	備 考
(1) 総務費	5,518,863	5,899,557	△380,694	△6.45	職員人件費、一般事務費等
(2) 保険給付費	354,006,249	330,722,493	23,283,756	7.04	
① 給付費	237,540,638	222,549,519	14,991,119	6.74	被保険者数 912,400 人 受診率 17.01 回 1件当たり医療費 18,638 円 1人当たり医療費 317,208 円 出産育児一時金 @42万円 4,757 件 葬祭費 @5万円 4,915 件
② 退職者等給付費	13,718,221	12,870,624	847,597	6.59	被保険者数 40,000 人 受診率 23.25 回 1件当たり医療費 18,567 円 1人当たり医療費 431,740 円
③ 後期高齢者支援金等	46,589,349	42,231,435	4,357,914	10.32	高齢者医療確保法に基づく拠出金
④ 前期高齢者納付金等	90,419	122,340	△31,921	△26.09	高齢者医療確保法に基づく拠出金 (65歳から74歳の保険者間の負担調整)
⑤ 老人保健拠出金	2,005	2,485	△480	△19.32	老人保健法に基づく拠出金 ※遅延請求分及び事務費分
⑥ 介護納付金	19,040,624	17,573,953	1,466,671	8.35	第2号被保険者数 335,866 人
⑦ 共同事業拠出金	34,407,411	32,835,787	1,571,624	4.79	県内保険者間における、高額な医療費の発生による国保財政への影響を軽減するための再保険制度にかかる拠出金。
⑧ 特定健診・保健指導	1,906,491	1,831,616	74,875	4.09	対象者数(健診受診者数) 167,163 人
⑨ 保健事業費	65,066	65,031	35	0.05	健康教育の各区活動等
⑩ 審査費	646,025	639,703	6,322	0.99	レセプト審査支払手数料等
(3) 予備費	10,000	10,000	-	-	
歳 出 計	359,535,112	336,632,050	22,903,062	6.80	

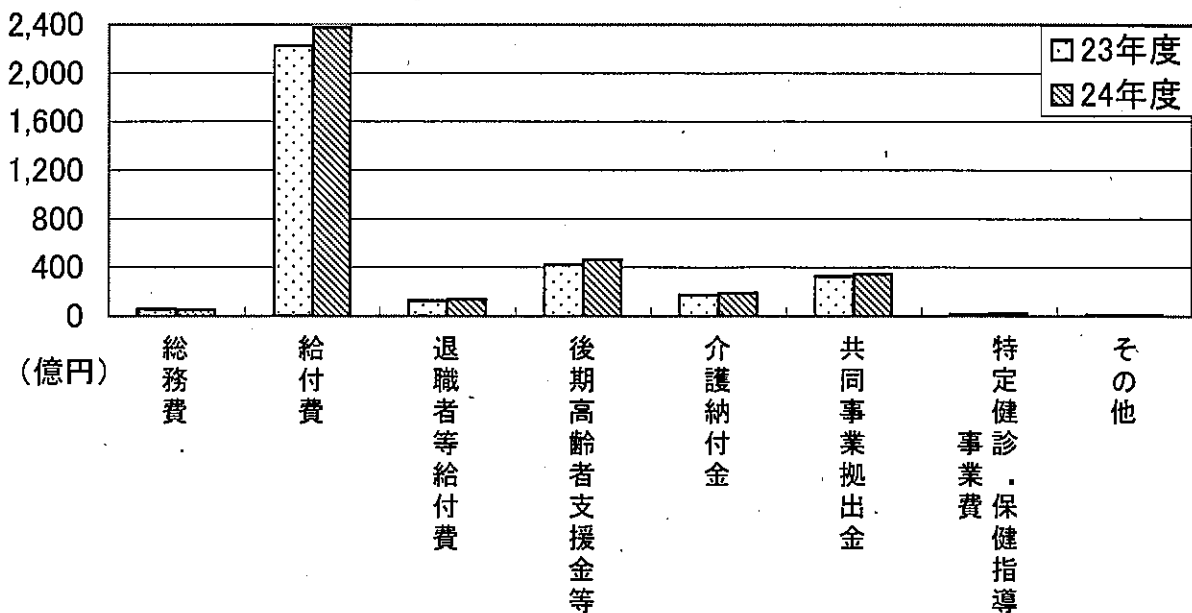
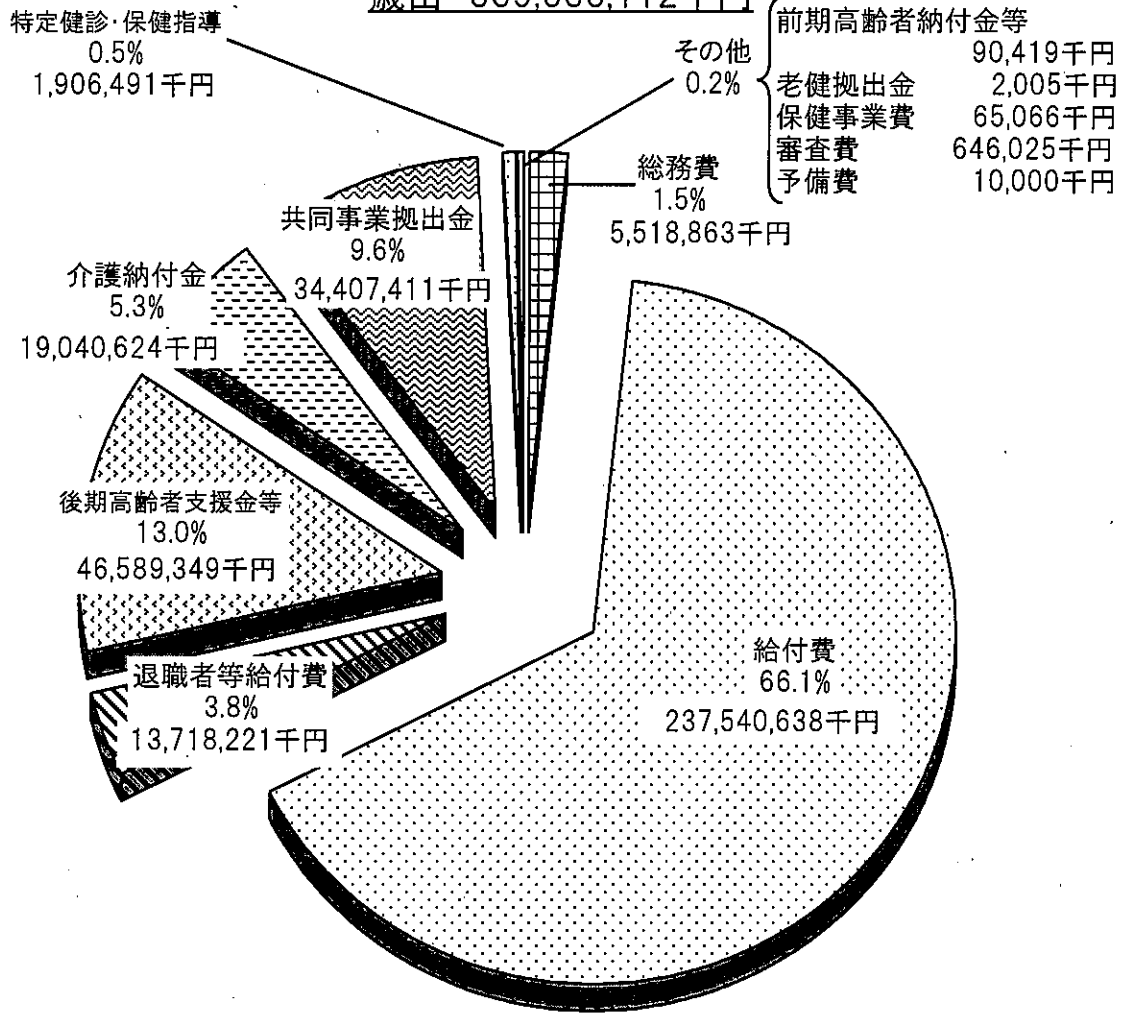
平成24年度国保事業会計予算〔歳入〕

歳入 359,535,112千円

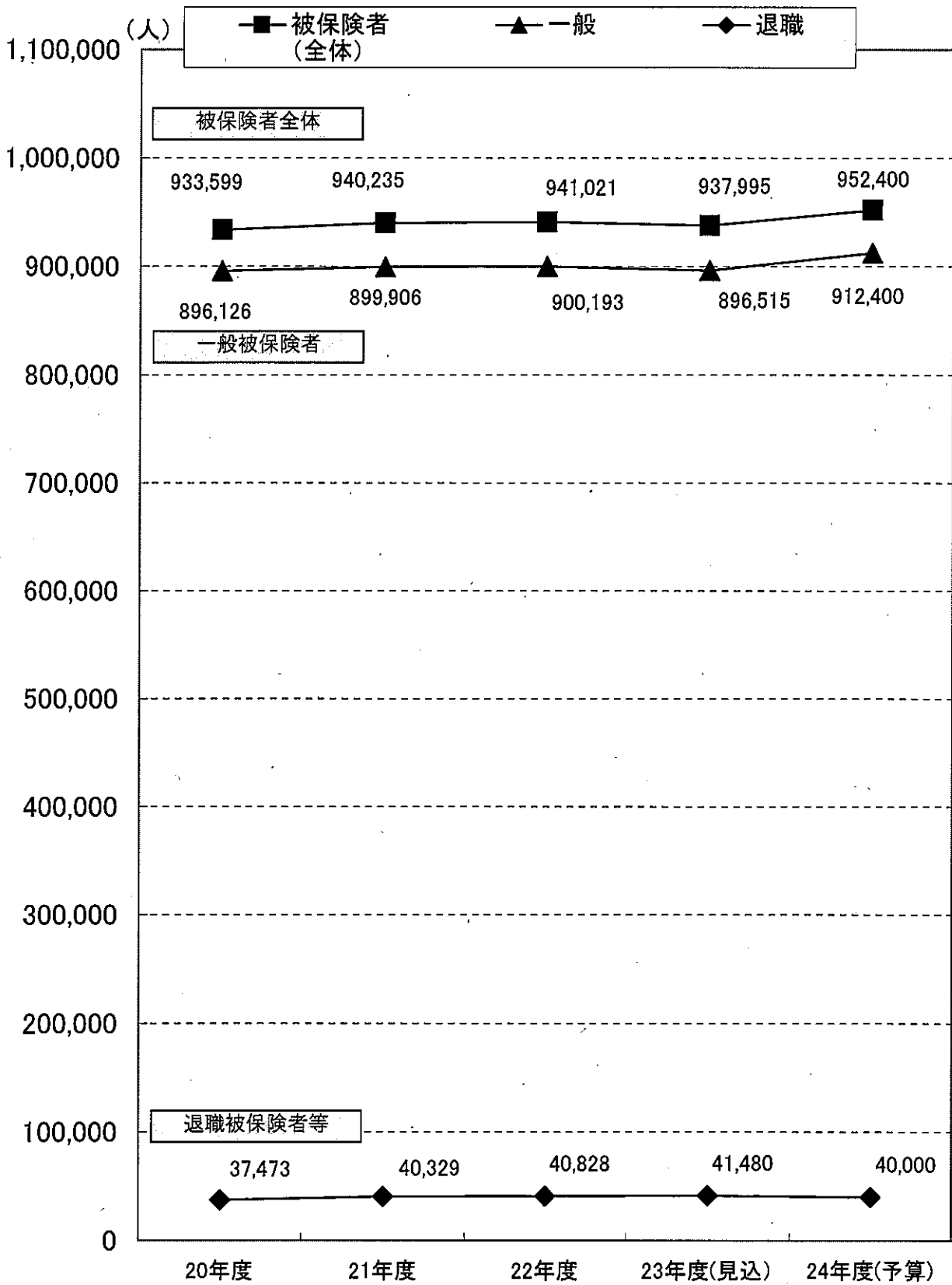


平成24年度国保事業会計予算〔歳出〕

歳出 359,535,112千円

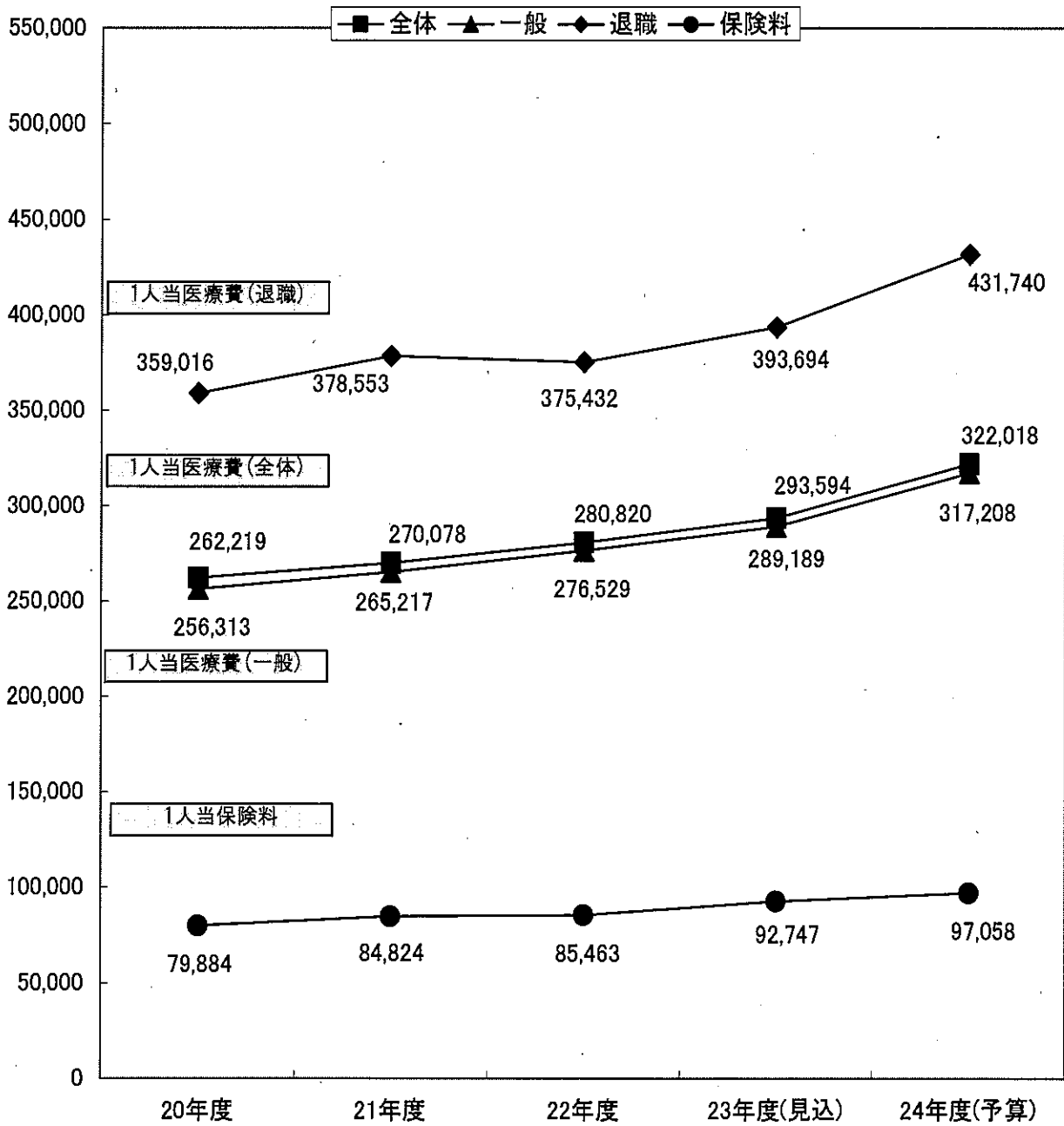


被保険者数の推移



1人当医療費と保険料の推移

(円)



議事 2-② 会計健全化への取組の継続

引き続き本市国保会計の健全化を図るため、歳入歳出両面にわたる取組により、単年度黒字を積み上げ、相当期間をかけて累積赤字の解消に努めていきます。

【歳入面における取組】

1 保険料収納体制の強化

収納率の向上を図るため、滞納者の加入状況や所得階層区分に応じて、効率的に滞納整理事務を進めていきます。

<参考>23年度の保険料収納状況(24年2月末時点)

- 現年度分収納率 76.52% (前年度同月比 +1.08ポイント)
- 滞納繰越分収納額 51.38億円 (前年度同月比 +7.5億円)

- (1) 財政局税務課税外債権回収担当に移管した滞納世帯の一部(高額所得者、資格喪失世帯等)について、集中・一括処理を推進します。(約12,000件)
- (2) 低所得及び中間所得者層に対する滞納整理事務については、滞納者それぞれの保険料負担能力や財産状況に応じて、区保険年金課業務(証交付・給付等)と一体かつ適切に実施します。(※滞納整理専任体制強化区:5区)
- (3) 滞納初期の早期未納対策として、督促状発送と同時に、民間事業者を活用した電話納付案内を実施します。

2 保険料不納欠損分への一部市費繰入れ

累積赤字を抱える本市国保財政の健全化に向けて、23年度から前々年度の保険料不納欠損額のうち、死亡、生活保護開始、所在不明、転居先不明等の事由で欠損となった額(保険料賦課総額約1%相当)について市費を繰り入れ、赤字解消の一助としていますが、24年度も市費の繰り入れを行います。

【歳出面における取組】

1 医療費の縮減

ジェネリック医薬品個別差額通知

慢性疾患等の被保険者を中心に、先発医薬品からジェネリック医薬品へ変更した場合の医療費差額通知を発送し、医療費の縮減を図ります。(23年11月から郵送開始)

2 資格適正化

退職者医療制度の適用促進に努め、医療費の縮減を図ります。

(退職者医療制度該当者の窓口把握、職権適用、届出勧奨の徹底)

3 医療費適正化

- (1) 給付費の不当利得返還請求事務に係る電話納付案内

督促状発送と同時に、民間事業者を活用した電話納付案内を実施します。

- (2) 特定健診、特定保健指導

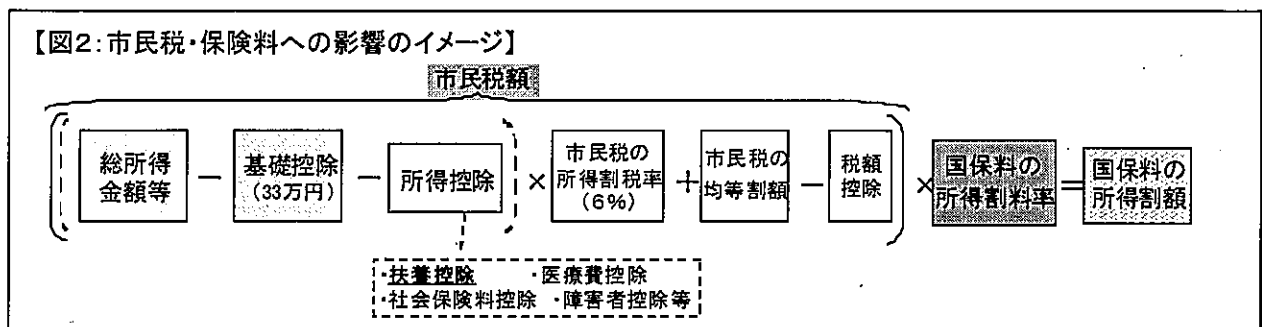
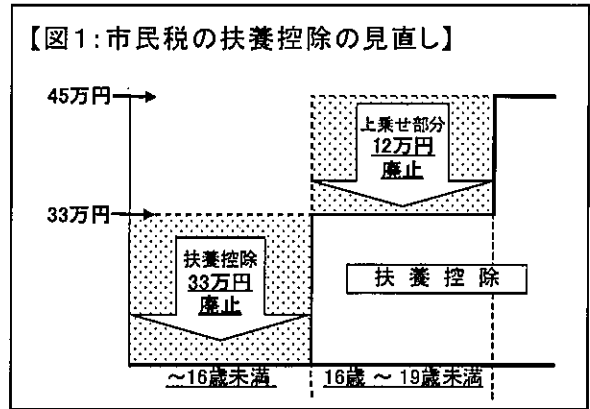
未受診者に対する勧奨通知の実施(新規施策)や地域で健康づくりをしている保健活動推進員等の協力を得て、特定健診受診率の向上を図ります。

議事 3 横浜市国民健康保険条例の一部改正について

1 平成 24 年度の保険料に係る所得割額の算定の特例

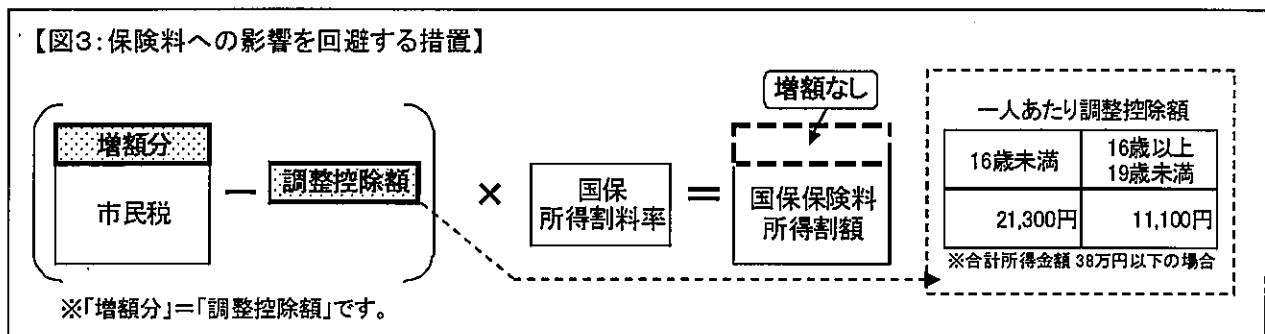
地方税法の改正により、平成 24 年度以降は「16 歳未満の人の扶養控除額 33 万円」及び「16 歳以上 19 歳未満の人の扶養控除上乗せ額 12 万円」が廃止されます（図 1）。

この扶養控除廃止は市民税増額の影響を及ぼすため、所得割額の算定基礎に市民税を用いている本市では、一部の被保険者で保険料が引き上げにつながる懸念が生じていました（図 2）。



このため、国においては、今回の税制改正による保険料への影響を回避するため、「平成 24 年度の保険料に係る所得割額算定の特例措置」を設けるための政令改正を行いました（平成 23 年 12 月 28 日）。

具体的には、市民税から政令が定める調整控除額である「16 歳未満の人につき 21,300 円」「16 歳以上 19 歳未満の人につき 11,100 円」を控除することにより、保険料所得割額の増額を回避する内容となっています（図 3）。

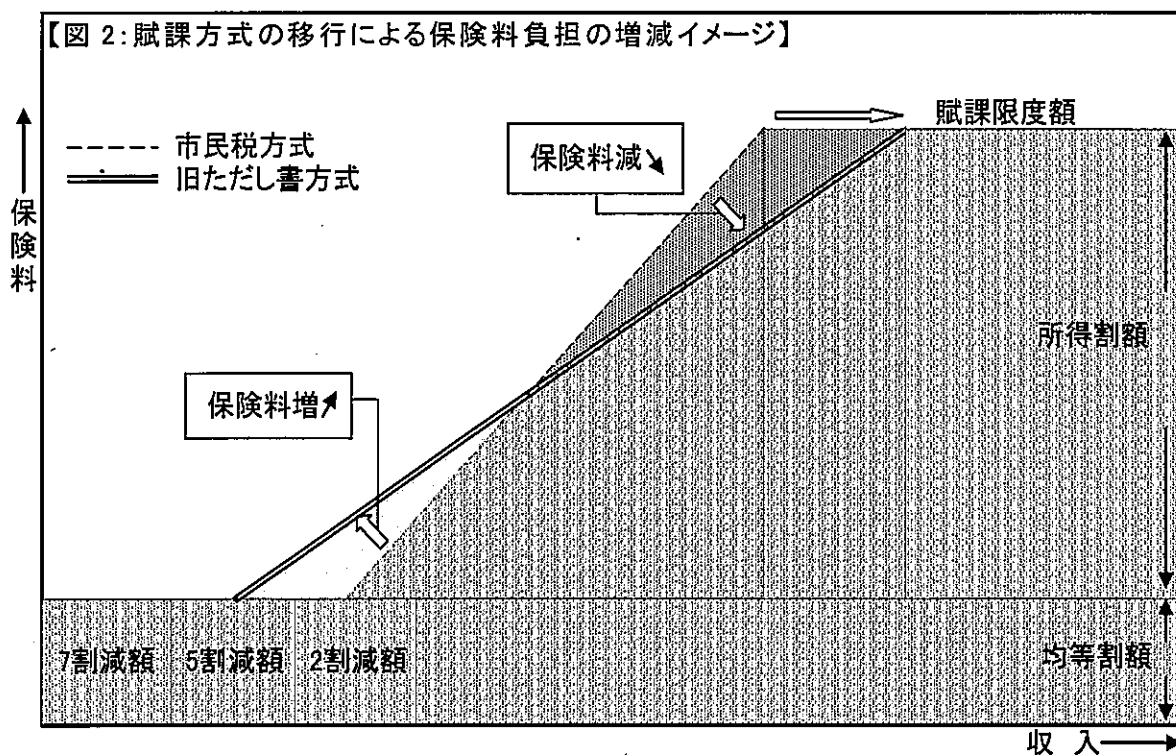
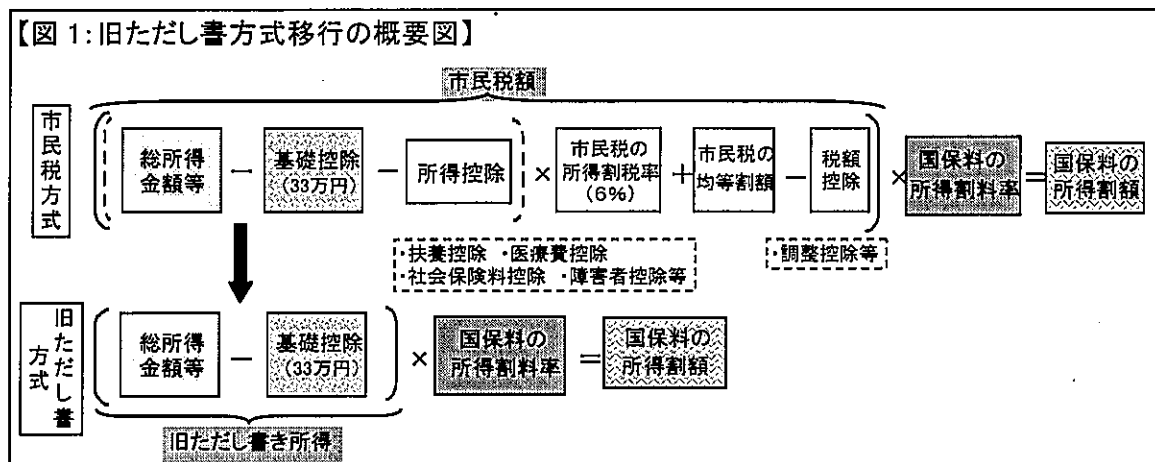


国の政令改正を受け、本市としても保険料の増額影響を回避するため、横浜市国民健康保険条例改正案を、平成 24 年第 1 回市会定例会に上程し、2 月 23 日（木）に議決されました。

2 所得割額算定方式の「旧ただし書方式への一本化」について（平成25年度から）
 今後の税制改正に伴う保険料への影響を回避することを目的として、平成25年度から、所得割額の算定方式を「旧ただし書方式に一本化」することが政令改正で定められました（平成23年12月28日）。

(1) 旧ただし書方式への移行

政令改正を受け、平成25年度以降は、本市の保険料所得割額も「市民税方式（市民税額に国保料の所得割料率を積算し算出）」から、「旧ただし書方式（総所得金額等から基礎控除を減じた額に所得割料率を積算し算出）」に変更する必要があります。

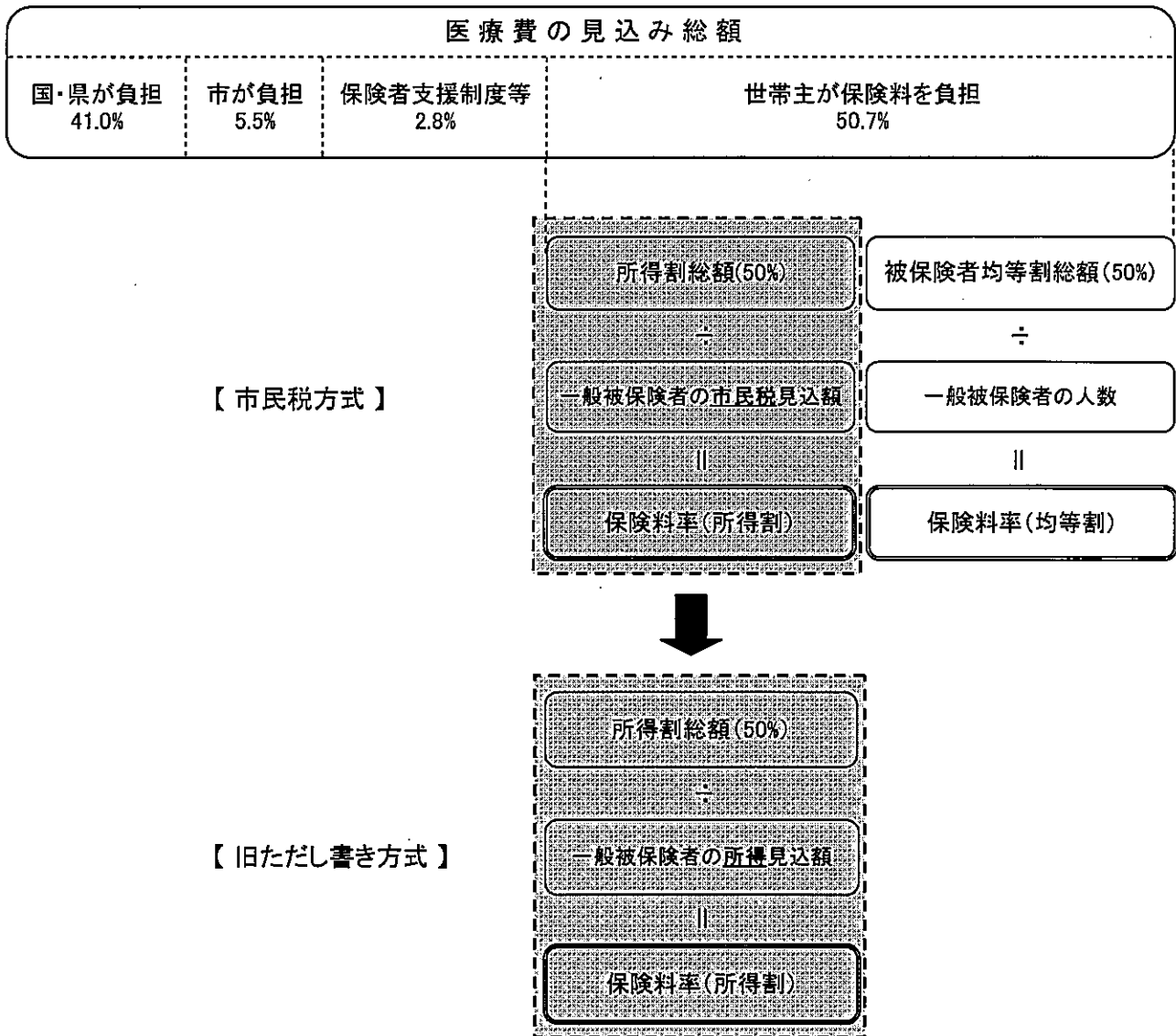


(2) 旧ただし書方式について

旧ただし書方式は、旧地方税法において市町村民税の所得割額の課税方式として採用されていた、所得から基礎控除額を引いた「旧ただし書所得」を算定基礎とする方式で、同法に「ただし書き」規定があったことに由来するものです。扶養控除の見直し等による税制改正が国民健康保険料の算定に影響することを回避できます。

	旧ただし書方式	市民税方式
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・税制改正の影響を受けにくい。 ・同じ所得であれば、同じ保険料となる。 ・低所得者層において、新たに所得割が賦課される世帯がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得控除があるため、世帯の状況に応じた保険料となる。 ・税制改正等の影響を受けやすく、保険料が安定しない。

(3) 保険料料率の算定方法 (23年度医療分の場合)



(4) モデルケースによる試算

市民税方式は、社会保険料控除を収入の10%として試算。

【1人世帯（医療分・支援分）の場合】

給与収入	23年度保険料		B-A
	市民税方式：A	旧ただし書方式：B	
200万円	127,400円	112,030円	△15,370円
400万円	260,570円	211,390円	△49,180円

【2人世帯（医療分・支援分）の場合】

給与収入	23年度保険料		B-A
	市民税方式：A	旧ただし書方式：B	
200万円	139,890円	162,650円	22,760円
400万円	273,080円	262,010円	△11,070円

【3人世帯（医療分・支援分）の場合】

給与収入	23年度保険料		B-A
	市民税方式：A	旧ただし書方式：B	
200万円	121,480円	182,890円	61,410円
400万円	285,570円	312,630円	27,060円

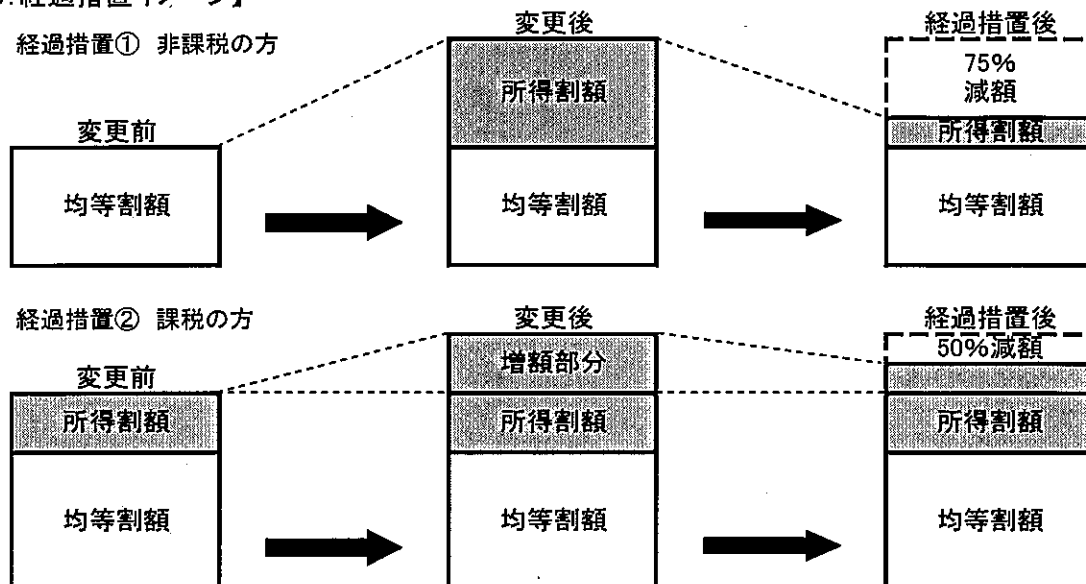
※ 旧ただし書方式に移行すると、低所得世帯の保険料負担が増加傾向となるため、激変緩和措置等を検討する必要があります。

【参考】他都市の経過措置について

① 東京23区

移行年度	平成23年度
経過措置の概要	①非課税の方は、旧ただし書所得を75%減額して所得割額を算定 ②課税の方で、旧ただし書所得が課税標準額の1.5倍を超える人は、その超える部分の旧ただし書所得を減額して所得割額を算定 （課税標準額が100万円以下：50%、100万円超：25%）

【図3：経過措置イメージ】



② 今後移行する政令市の経過措置の有無と概要

都市名	有 無	概 要
川崎市 *24年度移行	有	【軽減措置①】 当面の間 ・ 非課税世帯の所得を一部控除 ・ 課税世帯のうち、大幅に保険料が増加する世帯の所得を一部控除 【軽減措置②】 3年間 ・ 障害者控除、寡婦（夫）控除適用世帯の保険料を一部控除
仙台市	検討中	検討中
浜松市	検討中	所得割額の増加額を緩和。2年間
名古屋市	検討中	保険料負担が激増する世帯に実施。当面の間。
神戸市	検討中	検討中
広島市	検討中	2年程度実施の方向で検討中。

《旧ただし書方式に移行済みの政令市》

- ・ 大阪市 : 平成 18 年度移行。2 年間の経過措置を実施。
- ・ 札幌市 : 平成 18 年度移行。2 年間の経過措置を実施。
- ・ 福岡市 : 平成 18 年度移行。3 年間の経過措置を実施。
- ・ 北九州市 : 平成 18 年度移行。2 年間の経過措置を実施。

(5) 今後のスケジュール (案)

- 平成 24 年 7 月 国民健康保険運営協議会 (経過措置等について審議)
- 平成 24 年 11 月 国民健康保険運営協議会 (経過措置等について審議 (まとめ))
- 平成 25 年 2 月 国民健康保険運営協議会
- 平成 25 年 3 月 国民健康保険条例改正